

保険・年金

国民年金のお知らせ

■国民年金保険料が改定

4月から月460円引き上げられ、月額1万6,980円になります。4月初旬に日本年金機構が送付する案内をご確認ください。

■異動があれば届け出を

公的年金に加入している人で、就職、退職、結婚、離婚などの異動があれば、各届け出先での手続きが必要です。

異動事由	種別	届け出先
就職	本人が就職	1・3号 →2号 勤務先
	配偶者が就職し、 配偶者の被扶養者へ	1号 →3号 配偶者の 勤務先
退職	本人が退職	2号 →1号 市国民年金 担当(原則 60歳未満)
	退職し、配偶者の 被扶養者へ	2号 →3号 配偶者の 勤務先
	自分を扶養してい た配偶者が退職	3号 →1号 市国民年金 担当
結婚	配偶者の 被扶養者へ	1号 →3号 配偶者の 勤務先
離婚	配偶者に扶養 されていた人	3号 →1号 市国民年金 担当

1号…自営業者、無職、学生など
2号…会社員や公務員など
3号…2号に扶養されている配偶者

☎市民課国民年金担当 ☎423-94

60、貝塚年金事務所 ☎431-1122

■電子決済ができます

各決済アプリの操作方法などは決済事業者にお問い合わせください。詳しくは日本年金機構ホームページをご確認ください。

対象決済アプリ auPAY、d払い、PayB、PayPay、LINE Pay、楽天ペイ ☎貝塚年金事務所 ☎431-1122

国民健康保険のお知らせ

■所得申出書を送付します

4月中旬より、令和5年中の所得の申告が必要な人に所得申出書を順次送付しますので、提出してください。既に確定申告などをした人は、改めて健康保険課へ所得申出書を提出する必要はありません。

■忘れずに加入・脱退手続きを

就職や退職などで国民健康保険の加入・脱退をする場合は、14日以内に手続きをしてください。異動申請書は市ホームページからダウンロードできます。

手続き郵送…表の必要なものを郵送(なるべく記録郵便)で、健康保険課資格賦課担当 ☎596-8510、**窓口**…表の必要なものを持参

し、健康保険課、各市民センター、山滝支所(内畑町)へ

加入手続きに必要なもの
異動申請書(郵送のみ)
職場の健康保険の資格喪失証明書(任意継続の2年満了による場合は、被保険者証のコピーも可)
顔写真付きの本人確認書類(郵送はコピーしたもの)
マイナンバーがわかるもの(郵送はコピーしたもの)
脱退手続きに必要なもの
異動申請書(郵送のみ)
新たに加入した健康保険の被保険者証のコピー
脱退する人の国民健康保険被保険者証
顔写真付きの本人確認書類(郵送はコピーしたもの)
マイナンバーがわかるもの(郵送はコピーしたもの)

※窓口では手続きに来た人の本人確認書類が必要です。

☎健康保険課資格賦課担当 ☎423-9458



健康・福祉

狂犬病予防注射・飼い犬登録

生後91日以上の子犬を飼っている人は、飼い犬登録と、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。

4月3日(水)～22日(月)に、市内9カ所の巡回と保健センター(別所町3丁目)で狂犬病の予防注射を行います。2月末時点で飼い犬登録済みの人には、3月末までに案内を送付しました。案内が届いていない場合は、前回注射時の注射済証などを会場に持参してください。期間中に接種できない場合は、個別に動物病院で受けてください。また、市外の動物病院で接種した場合は注射済証を保健センターに持参し、注射済証の交付を受けてください。転入・死亡など飼い犬登録内容に変更がある場合は届け出が必要です。

☎健康推進課(保健センター内) ☎423-8811 ☎423-8833

五種混合ワクチンが定期予防接種に加わりました

五種混合ワクチンは四種混合(ジフテリア・破傷風・百日せき・ポリオ)ワクチンとヒブワクチンが一体となったものです。※ワクチンの取り扱い状況などは各医療機関により異なります。

☎健康推進課(保健センター内) ☎423-8811 ☎423-8833

後期高齢者医療制度のお知らせ

☎健康保険課後期高齢者医療担当 ☎423-9468

■令和6年度から保険料率が変わります

保険料率は2年ごとに改定されます。令和6・7年度は下記のとおりです。また、改定に伴う負担軽減のため、令和6年度は激変緩和措置を行います。保険料は毎年7月に決定し、所得水準に応じて均等割額を軽減します。

$$\begin{array}{l} \text{年間の保険料} \\ \text{限度額} \\ 80\text{万円}^{※1} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{被保険者1人当たり} \\ 5\text{万}7,172\text{円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{賦課のもととなる所得金額} \\ \times \text{所得割率} 11.75\%^{※2} \end{array}$$

※1 令和6年度保険料において、生年月日が昭和24年3月31日以前または障害認定により資格取得した加入者は、73万円となります。

※2 令和6年度保険料において、令和5年の基礎控除後の総所得金額などが58万円以下の人は、10.94%となります。

■会社の健康保険などの被扶養者に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する日の前日時点で、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人には、当面、所得割額を課さず、資格取得後2年間は均等割額の5割を軽減します。また、均等割額軽減

措置の7割軽減に該当する人は、均等割額の7割を軽減します。国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象外です。

▶軽減の判定

大阪府後期高齢者医療広域連合が所得情報に基づいて行いますので、被保険者が申請する必要はありません。ただし、所得情報がない場合は判定ができませんので、市担当窓口で簡易申告をしてください。

■保険料の支払い

▶普通徴収(納付書や口座振替で納付)の人

7月に「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付します。7月～来年3月の9期に分けて納付してください。

▶特別徴収(年金天引き)の人

原則、年金受給日に年金から天引きします。7月に通知書などを送付します。年間保険料額決定後は、納付済みの保険料を差し引いた額を支払い回数に振り分けて納付していただきます。